

特定家畜伝染病発生時における防疫体制構築に係る企画提案 質問及び回答

質問	回答
<p>協定書（案）第2条各項で定める特定家畜伝染病について、業務範囲（安全ゾーン・非安全ゾーンそれぞれ）における感染リスクと県での対応について伺いたい。</p> <p>また、協定締結の前にその回答を公文書でいただけるか伺いたい。</p>	<p>協定書（案）に定める家畜伝染病は、家きん、牛及び豚など家畜の伝染病であり、病原体に接触した場合でも、防護服やマスクなど適切な措置を講じていれば感染することはありません。</p> <p>県では、特定家畜伝染病対策マニュアルで対応を定めています。</p> <p>具体的には、安全ゾーン（集合施設）において、作業前の健康調査や防護服の着用などを実施し、専用バスで非安全ゾーン（発生農場）に移動します。</p> <p>いずれにしても、非安全ゾーンでの作業は、家畜防疫員（県獣医師職員）のコントロールのもとで行うこととなります。</p> <p>作業終了後は、同じく専用バスで安全ゾーン（集合施設）に移動し、再度、健康調査をした上で帰宅となります。</p> <p>なお、作業後においては、10日間程度の健康観察を設けています。（詳細は、別添の特定家畜伝染病対策マニュアル防疫対応編P37、2 防疫従事者の行動）</p> <p>以上の内容を協定締結前に文書にて回答することは可能です。</p>